

軽油委託販売における インボイス対応について

2023年9月

全国石油商業組合連合会

① 軽油販売における「委託販売方式」について

軽油販売における「委託販売方式」とは

- 1989(平成元)年4月に消費税が導入された際、軽油引取税の徴税形態が“特別徴収方式”によることから、軽油の販売において、特約店(特別徴収義務者)と販売店(納税義務者)では、消費税の取扱いに違いが生じてしまうことが明らかとなった。
- すなわち、
 - ◆特約店(特別徴収義務者)が消費者に軽油を販売する場合には、販売価格から軽油引取税を控除した中味価格のみが消費税の課税対象となる一方で、
 - ◆販売店(納税義務者)が消費者に軽油を販売する場合には、販売価格全体(中味価格+軽油引取税)が消費税の課税対象となることにより、徴収する消費税額に差が生じ販売店が不利になることが判明した。
- これは、当時、『軽油の二重価格の発生』(3ページ参照)と呼ばれ、組織上の大問題となったので、全国石油商業組合連合会(以下、全石連)では、大蔵省並びに通商産業省(いずれも当時の名称)に要望した結果、「委託販売」の考え方を取り入れることにより、二重価格発生が解消が図られることになった。

委託販売の考え方とは、販売店(納税義務者)が、

- 【1】仕入先の特約店(特別徴収義務者)との間で、軽油に関する「委託販売契約」を結ぶこと。
- 【2】委託販売であることを証するために、自社(販売店)の軽油販売に関する帳簿等に(委)を押印するなどの一定の事務処理を行うこと。
- 【3】消費税の申告納付にあたっては、軽油については、売上高と仕入高との差額(粗利益に相当)を委託販売手数料として納付税額を計算すること。

上記の3つの事務処理を適正に実施することにより、販売店の給油所で販売する軽油については、特約店の委託販売によるものとみなすことにより、販売店が販売する軽油についても、特約店と同様に軽油の中味価格に消費税を課税すればよいこととされた。

※パンフレット「軽油の販売と消費税」(第3版)の発行

- ◆全石連では、軽油委託販売に係る消費税の取扱いを解説したパンフレット「軽油の販売と消費税」をこれまで2回発行
 - ・「軽油の販売と消費税」(初版):1992(平成4)年3月
 - ・「軽油の販売と消費税」(改訂版):1999(平成11)年9月
- ◆全石連では、本年(2023年)10月からのインボイス制度導入に伴い、軽油を販売している全国のSS事業者向けに、このたび軽油委託販売方式を踏まえたインボイス制度への対応について、国税庁(課税部軽減税率・インボイス制度対応室)に相談し、確認された内容や留意事項などについて記載した「パンフレット」(第3版)を発行する(発行時期は2023年10月予定)。
- ◆これにより、SS事業者に対して、改めて軽油委託販売に係る消費税の適正処理及びインボイス制度に係る的確な対応について要請することとしたい。

② 軽油委託販売における適正な事務処理(従来から継続)

[1] 仕入先の特約店(特別徴収義務者)との間で、軽油に関する「委託販売契約」を結ぶこと。

◆仕入先が1社の場合はその仕入先と結ぶこと。

◆複数仕入の場合は、一部の仕入先だけと結んでも効力は全体に及ばないので、**すべての仕入先と結ぶことが必要**となる。

※複数の仕入先がある場合で、一部の仕入先だけと委託販売契約を結ぶ場合は事務処理が非常に煩雑になる。例えば、軽油については、委託契約に基づく取引と委託契約を結んでいない取引とに区分して経理処理するとともに、委託契約を結んでいない軽油取引分については、消費税申告において、軽油引取税を対価の額に含めて申告納付することになる。

※なお、税務上では、軽油委託販売契約が適切に結ばれているかがポイントであり、契約当事者の代理行為(例えば、委託者甲の契約当事者である代表者に代わって支店長等が契約の代理人となること等)については、税務上の問題ではなく、民法上の規定に基づいて取り扱われるものである。

[2] 委託販売であることを証するために、自社(販売店)の軽油販売に関する帳簿等に(委)を押印する等の一定の事務処理を行うこと。

◎軽油委託販売用の専用帳簿(受払い台帳等)を使用することが望ましいが、仕入帳や売上帳など現在使用している帳簿等を利用する場合は、①軽油の欄に(委)を押印すること(欄外に“*印は委託販売である”と表示する方法でもよい)。②余白に“軽油は委託販売である”旨をPOSで表示すること(POSで表示する代わりに、手書き、ゴム印等で表示しても差し支えない)。③仕入帳の表紙に“軽油は委託販売である”旨を表示すること(POSで表示する代わりに、手書き、ゴム印等で表示しても差し支えない)等の事務処理が必要。

※なお、当時のパンフレットには、上記のように、軽油の欄に(委)を押印する旨しか記載していないが、最近は会計ソフトによる経理処理を行っているSS事業者が増えていることを踏まえ、会計ソフトの摘要欄に「*(アスタリスク)」等を記載することで委託販売であることが区別できれば差し支えないものとされる。

[3] 消費税の申告納付にあたっては、軽油については、売上高と仕入高との差額(粗利益に相当)を委託販売手数料として納付税額を計算すること。

(消費税)

・消費税の申告納付における軽油の販売に係る課税売上高の計算方法は、委託販売契約を結んでいる軽油分については、当期の軽油売上高と軽油仕入高の差額、すなわち、軽油粗利益相当額を委託販売手数料とみなして、課税売上高とすることになっている。

・なお、ガソリン、灯油などの軽油以外の石油製品や一般の商品等については、当然ながら、売上高を課税売上高、仕入高を課税仕入高として納付税額を計算する。

(法人税/所得税)

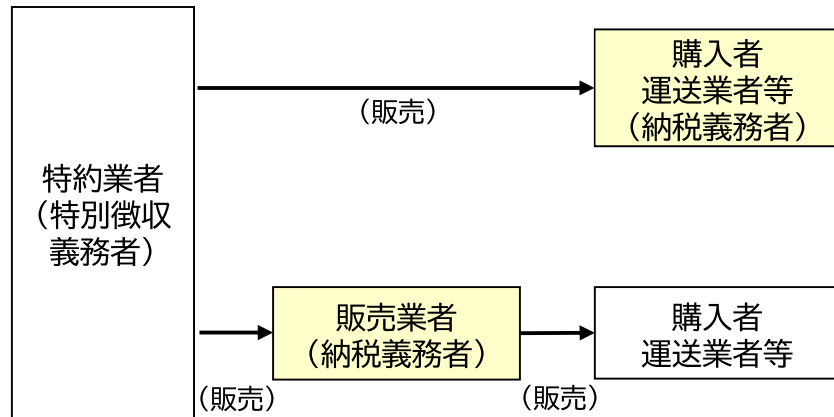
・委託販売であれば、本来は「委託販売勘定」で処理すべきだが、軽油委託販売はいわば“形式的な委託販売”であることから、委託販売契約を結んでいる場合であっても、軽油取引については、従来どおりの売買勘定(売上/仕入勘定)により経理処理して差し支えないこととされている。

(参考) 「軽油の二重価格」問題について

【軽油の二重価格問題とは】

- ✓ 軽油に課税されている軽油引取税は、ガソリン税のように元売会社の段階で課税(蔵出し課税)されるのではなく、特約店(特別徴収義務者)の段階で課税される特別徴収制度となっている。
- ✓ 特約店は、元売会社から、軽油を中味価格(税抜き価格)で仕入れ、消費者に直接販売したり、販売店に卸すときに軽油引取税を上乗せして販売している。特約店が上乗せして販売した軽油引取税は、特約店(特別徴収義務者)が直接都道府県に納入する仕組み。
- ✓ 特約店は、軽油引取税は“預かり金”処理することになるので、特約店は軽油引取税には消費税を課税せずに販売することができる。
- ✓ 一方、販売店(納税義務者)は、特約店から軽油引取税が上乗せされた価格で軽油を仕入れることになるので、消費者に軽油を販売するときは、「中味価格+軽油引取税」の総額に消費税を課税して販売することになってしまう。
- ✓ すなわち、特約店と販売店が同じ軽油を販売する場合に、特約店は「軽油引取税を除いた中味価格」に消費税を課税して販売すればよいのに対し、販売店は「中味価格に軽油引取税を加えた総額」に消費税を課税して販売することになるため、販売価格に差がでてしまうことを「軽油の二重価格」問題という。

【設例】軽油本体価格(税抜き)72.1円/Lの場合における軽油小売価格 (消費税率10%)



※二重価格の発生

※特約店の経理処理

①軽油本体価格(売上高)	72.1円
②軽油引取税(預り金)	32.1円
③本体価格に係る消費税	7.2円
計	111.4円

※販売店の経理処理

①軽油本体価格	売上高	72.1円
②軽油引取税		①+② 32.1円
③①+②に係る消費税		10.4円
計		114.6円

+3.2円

軽油の二重価格問題の解消のために「軽油委託販売」方式を導入

軽油委託販売契約を結んでいない場合は軽油販売価格に3.2円もの格差が発生

※消費税基本通達(抜粋)

(個別消費税の取扱い)

10-1-11 法第28条第1項《課税標準》に規定する課税資産の譲渡等の対価の額には、酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税、石油ガス税等が含まれるが、**軽油引取税、ゴルフ場利用税及び入湯税は、利用者等が納税義務者となっているのであるから対価の額に含まれないことに留意**する。ただし、その税額に相当する金額について明確に区分されていない場合は、対価の額に含むものとする。(平12課消2-10、平15課消1-37により改正)

③ インボイス制度の導入(2023年10月より)-①

- 複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、2023(令和5)年10月1日から「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が開始される(新消法30、57の2、57の4)。
- 適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になる。

1. 適格請求書発行事業者の登録制度

- ◎適格請求書を交付しようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書(以下、登録申請書)を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要がある(登録を受けることができるのは課税事業者に限られる)
- ◎なお、相手方から交付を受けた請求書等が適格請求書に該当することを客観的に確認できるよう、適格請求書発行事業者の情報については、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表される。
- (注) 適格請求書とは、次の事項が記載された書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)をいう(新消法57の4①)。
 - ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
 - ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
 - ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
 - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(消費税額及び地方消費税額に相当する金額の合計額)
 - ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

2. 適格請求書の交付義務等

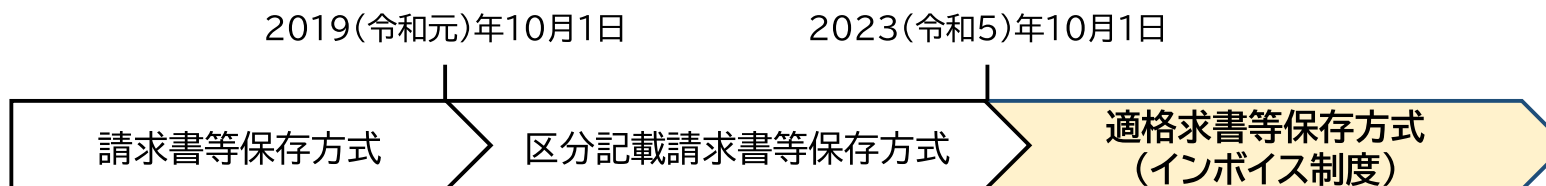
- ◎適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方(課税事業者に限る)から適格請求書の交付を求められたときは適格請求書の交付義務が課されている(新消法57の4①)。
- ◎ただし、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な次の取引については、適格請求書の交付義務が免除される(新消法57の4①、新消令70の9②、新消規26の6)。
 - ① 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
 - ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る)
 - ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)
 - ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
 - ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)
- ◎なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して資産の譲渡等を行う事業については、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができる(新消法57の4②、新消令70の11)。
また、適格請求書や適格簡易請求書の交付に代えて、これらに係る電磁的記録を提供することもできる(新消法57の4⑤)。

③ インボイス制度の導入(2023年10月より)-②

3. 仕入税額控除の要件

- ◎適格請求書等保存方式では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる(新消法30⑦⑧⑨)。
 - ◎保存すべき請求書等には、適格請求書のほか、次の書類等も含まれる。
 - イ 適格簡易請求書
 - 適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録
 - ハ 適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類(課税仕入れの相手方において課税資産の譲渡等に該当するもので、相手方の確認を受けたものに限る)
 - ニ 次の取引について、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類(詳細略)
 - ◎なお、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる(新消法30⑦、新消令49①、新消規15の4)。 ※②～⑥は記載略
 - ① 適格請求書の交付義務が免除される上記2①の3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
 - ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される上記2④の3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
 - ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される上記2⑤の郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)
 - ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)
- (注) 一定規模以下の事業者は、2023(令和5)年10月1日から2029(令和11)年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられている(28年改正法附則53の2、改正令附則24の2①)。

《仕入税額控除の方式》



※2023(令和5)年10月1日以後の適格請求書発行事業者が行う課税資産の譲渡等について、適格請求書の交付義務等が課され、同日以後の課税事業者(簡易課税制度を適用して申告する事業者を除く)が行う課税仕入れについて、仕入税額控除の要件として、適格請求書等の保存が必要となる。

④ 委託販売における「媒介者交付特例」について

- ◎適格請求書発行事業者には、課税資産の譲渡等を行った場合、課税事業者からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されている（新消法57の4①）。
- ◎委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは、委託者であり、本来、委託者が購入者に対して適格請求書を交付しなければならない。
- ◎このような場合、受託者が委託者を代理して、委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した、委託者の適格請求書を、相手方に交付することも認められる（代理交付）。
- ◎また、次の①及び②の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、購入者に交付し、又は提供することができる（以下「媒介者交付特例」という）（新消令70の12①）。
 - ① 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること
 - ② 委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること（通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば、基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがある（消費税法基本通達1-8-10）。

■なお、媒介者交付特例を適用する場合における受託者の対応及び委託者の対応は、次のとおり

【受託者の対応】（新消令70の12①③）

- ① 交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を保存する。
 - ② 交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を速やかに委託者に交付又は提供する。
- （注）委託者に交付する適格請求書の写しについては、例えば、複数の委託者の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、コピーが大量になるなど、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な、精算書等の書類等を交付することで差し支えないが、この場合には、交付した当該精算書等の写しを保存する必要がある（消費税法基本通達1-8-11）。
- なお、精算書等の書類等には、適格請求書の記載事項のうち、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」や「税率ごとに区分した消費税額等」など委託者の売上税額の計算に必要な一定事項を記載する必要。

【委託者の対応】（新消令70の12④）

- ① 自己が適格請求書発行事業者でなくなった場合、その旨を速やかに受託者に通知する。
- ② 委託者の課税資産の譲渡等について、受託者が委託者に代わって適格請求書を交付していることから、委託者においても、受託者から交付された適格請求書の写しを保存する。
したがって、取引先（受託者）も適格請求書発行事業者であることから、委託者が取引先に自らが適格請求書発行事業者であることを通知することにより、取引先（受託者）が自らの名称及び登録番号を記載した納品書を作成し、委託者の適格請求書として購入者に交付することができる。なお、委託者は取引先（受託者）から交付を受けた適格請求書の写しを保存する必要がある。

⑤ 軽油委託販売におけるインボイス対応について

全石連では、2023年10月1日から実施されるインボイス制度をふまえ、軽油委託販売におけるインボイス対応について、同年6月、国税庁(課税部軽減税率・インボイス制度対応室)に相談。この程、国税庁より回答があったもの(同年8月)。

- ◎1989(平成元)年4月の消費税導入に際し、二重価格の解消策として「軽油委託販売方式」により軽油取引を行ってきた経緯を踏まえた対応を要望。すなわち、
 - ・「委託販売」となっているが、あくまで二重価格の解消を図るための形式的な委託販売であり、本来の「委託販売」ではないこと。
 - ・軽油取引の実務上においても、例えば、①販売店は、売買勘定により経理処理を行っていること。②在庫については、特約店(委託者)のものではなく、販売店(受託者)のものとして取り扱っていること、等が実態であること。
- ◎軽油は委託販売ということで、「媒介者交付特例」を適用するとした場合、販売店は特約店に対して、購入者に交付したインボイス(適格請求書)等の写しを交付しなければならないが、①交付枚数も大量となり、交付のためのインフラもないこと。②前述の通り、軽油委託販売は本来の委託販売ではないことから、特約店に対して委託販売報告書等は提出しておらず、実務的に極めて困難であること。
※販売店は特約店に売り先等の販売情報やマージン等を知られたくないのが実情。
- ◎については、軽油取引におけるインボイス対応については、販売店が適格請求書発行事業者として、購入者に対して自らの登録番号を記した適格請求書等を交付すれば足りるものとし、特約店(委託者)に対して、購入者に交付した適格請求書等の写し等を交付しなくても差し支えないものとする。また、引き続き、現行の軽油委託販売方式は認容されるものとし、消費税の申告納付に際しては、軽油売上高と軽油仕入高との差額(粗利益に相当)を委託販売手数料として納税額を計算する等の現行の取り扱いを認めていただきたい。

■ これまでの軽油委託販売方式の経緯を踏まえた「媒介者交付特例」の対応について(国税庁回答要旨) ※9ページ及び10ページ参照

- ◎軽油委託販売方式については、形式的とはいえ委託販売の形態をとっていることから、あくまでも、「媒介者交付特例」によるインボイス対応を行うことが原則であるが、これまでの軽油委託販売の経緯を踏まえ、次のように、実質的に現状の処理を前提としたインボイス対応を行うものと整理することで、国税庁の確認を得た。
 - ・「媒介者交付特例」においては、受託者が、委託者に交付する「適格請求書(インボイス)の写し」については、例えば、複数の委託者の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、コピーが大量になるなど、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な「精算書等」の書類等を交付することで差し支えないとされている。(6ページの【受託者の対応】を参照)
 - ・このように、インボイスの写しに代えて、インボイスの写しが大量にあって交付が困難な場合等には、精算書等に代えることができることとされていることから、これまでの軽油委託販売方式の経緯を踏まえ、また、SSは特約店からの仕入価額と同額で購入者に軽油を販売していると観念(*)することを前提に、**特約店がSSに交付した「請求書」の控えを保存すること及びSSが特約店から交付を受けた「請求書」を保存することをもって、SSから特約店に対して当該精算書等の交付があったものとして媒介者交付特例を適用することとして差し支えないものと整理することにする。**
- (*) SSから購入者への販売価格を、委託販売分(特約店からの仕入価格と同額)とSSの取引(販売価格と仕入価格との差額)に分けて観念(資料10ページの図示参照)。この点、SSは購入者に対し、委託販売分と自らの取引を対価の額や税額について区分することなく一のインボイス等に記載することができる。

⑤ 軽油委託販売におけるインボイス対応について

・よって、軽油取引におけるインボイス対応については、実務的には、①特約店が販売店に出している通常の請求書をインボイス対応してもらい、②販売店は購入者に対して、SSで発行するレシート等(**)によりインボイス対応することで差し支えないものとする(具体的に媒介者交付特例の適用に当たり、特約店、SSが行うべき対応は、資料10ページ参照)。

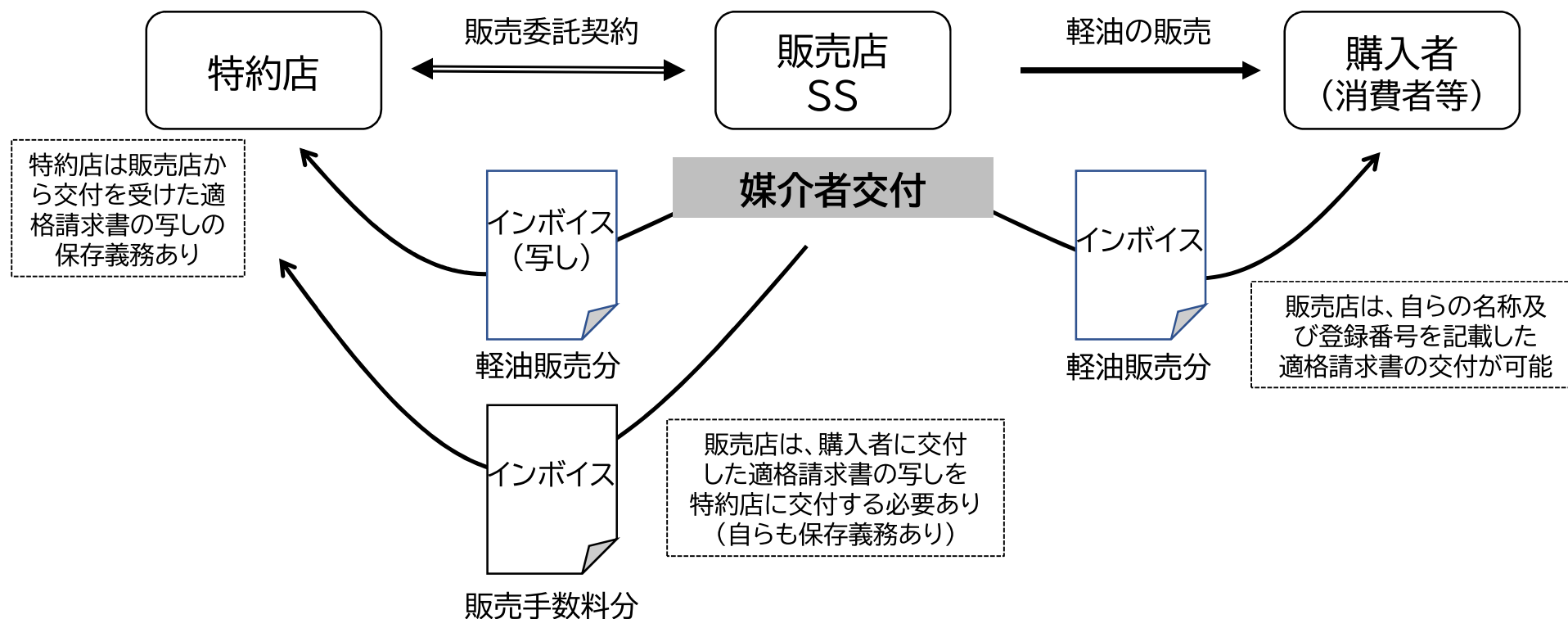
(**)石油連盟・全石連の連名による「消費税総額表示およびインボイス制度における適格請求書表示ガイドライン」に基づくレシート等

◎このような整理を行うことによって、販売店は特約店から請求書(=精算書等)を受け取るだけでよく、**実質的には、現状の処理を前提としたインボイス対応を行うことでよい**ということになる。

○ 媒介者交付特例によるインボイス対応(原則)

	特約店	販売店(SS)	購入者
売上	軽油100+税10	販売手数料20+税2	—
仕入	販売手数料▲20+税▲2	—	軽油▲100+税▲10

特約店と販売店の双方が適格請求書発行事業者である必要がある。
 ※10月1日からインボイス対応を行うためには、
 9月30日までに登録申請を行うこと



○ 媒介者交付特例によるインボイス対応(国税庁回答)

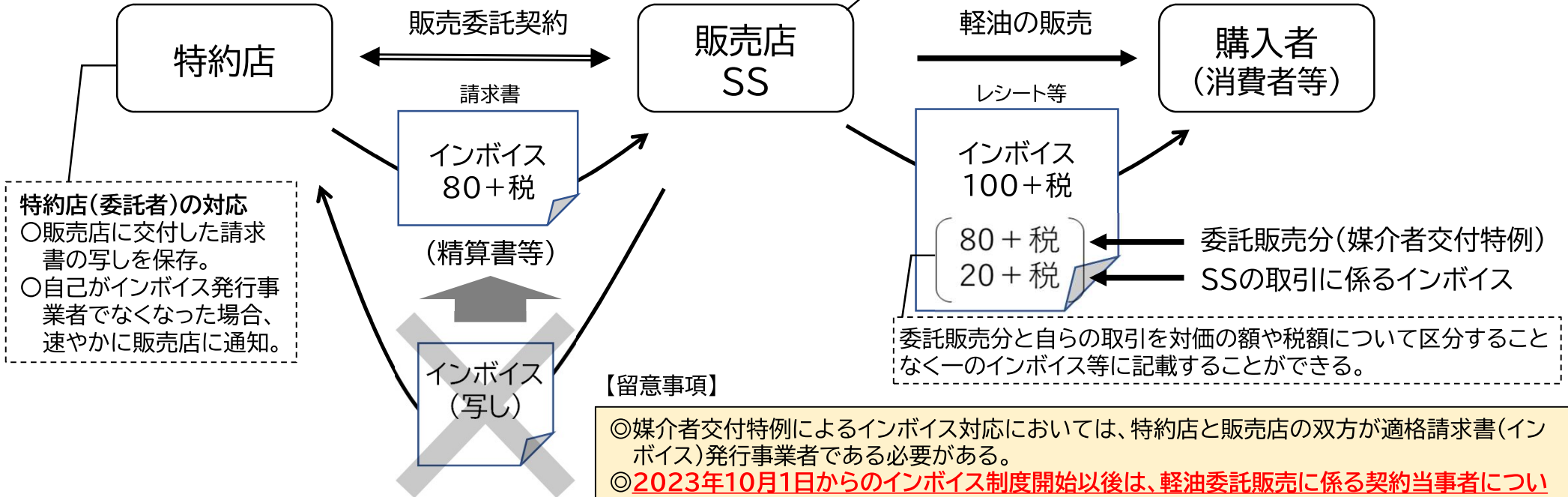
(※)消費税の申告は20+税2で行う。

	特約店	販売店(SS)(※)	購入者
売上	軽油80+税8	軽油100+税10	—
仕入	—	軽油▲80+税▲8	軽油▲100+税▲10

特約店と販売店の双方が適格請求書発行事業者である必要がある。
※10月1日からインボイス対応を行うためには、9月30日までに登録申請を行うこと

販売店(受託者)の対応

○購入者(消費者等)に交付したインボイス(レシート)の写しを保存。
 ○特約店から交付を受ける請求書を保存(請求書を保存することで、特約店に対する精算書等の交付及び精算書等の控への保存がなされているものとして、媒介者交付特例を適用して差し支えない)。



消費税総額表示およびインボイス制度における適格請求書表示ガイドライン

—抜粋—

2022年3月 石油連盟/全国石油商業組合連合会

- 本ガイドラインは、2023年10月からのインボイス制度開始に伴い、SS事業者が発行する適格請求書(以下「インボイス」という)の表示について例示等を行うことで、法令に準拠した表示方法を周知し、消費者の混乱を回避することを目的に定めたものである。
- 本ガイドラインでは、SS事業者が発行する、(1)SSで発行するレシート、(2)後方値付け取引に係る請求書のインボイスの表示を対象とする。

インボイス表示の例示

■SSで発行するレシートの場合<簡易インボイス対応>

① ガソリンのみの場合

(a) 内税ベース

領収書	
〇〇石油店	
20XX年XX月XX日	
登録番号 T1234567890123	
レギュラーガソリン	¥ 5,155
数量 35.55 L	
単価 145 円	
合計	¥ 5,155
(内消費税)	¥ 469)
* 軽減税率対象品目	

② 軽油のみの場合

(a) 内税ベース

領収書	
〇〇石油店	
20XX年XX月XX日	
登録番号 T1234567890123	
軽油	¥ 5,155
数量 35.55 L	
単価 145 円	
(内軽油本体@	112.9 円 ¥ 4,014)
(内軽油税 @	32.1 円 ¥ 1,141)
合計	¥ 5,155
(内消費税)	¥ 365)
* 軽減税率対象品目	

(注1)例示は、内税ベース、外税ベース、内税と外税が混在する場合の3種類があるがここでは内税ベースのものを記載する。

(注2)例示に使用している数量や単価の数値は任意の数値である。

(注3)例示では、取引金額および消費税額の端数処理を四捨五入で処理した例を示しているが、インボイス制度において端数処理の方法は定められておらず、任意の方法とすることができる。

軽油委託販売契約書

印 紙

(特別徴収義務者、以下「甲」という。)と
(販売業者、以下「乙」という。)とは、下記のとおり軽油の販売委託契約を締結する。

記

- 第1条 乙は月間およそ k l を販売する。
- 第2条 乙は平成 年 月から乙に引渡しがあった軽油の分量については、甲が別に定める価格(軽油引取税抜き)以上で販売するものとする。
- 第3条 上記指定価格以上の販売差益(軽油引取税相当分を除く。)は、手数料として甲から乙に支払われたものとみなす。もし、指定価格以下で販売するときは、予め甲の承諾を得なければならない。甲の承諾なくして販売した場合の指定価格との差は乙の負担とし、甲は負担しない。
- 第4条 乙の販売数量に甲の指定価格を乗じた金額を委託販売代金として乙は甲に支払う
- 第5条 乙は指定価格に消費税と地方消費税に相当する額の合計額と軽油引取税相当額等を委託販売価格に上乗せして甲に支払う。支払期日は別途甲・乙で協議する。
- 第6条 乙は甲に対し、乙の販売数量、手数料相当額等を記載した委託販売報告書を一定期間ごとに送付するものとする。
- 第7条 契約更新期間において、乙に売り残り製品(軽油)が生じたときは、乙の求めがあれば甲は引取るものとする。
- 第8条 その他この契約の実行に当たり疑義のあるものは、甲・乙随時協議の上定めるものとする。

平成 年 月 日

甲

乙